

倉敷市立中島小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・本校は大規模校であり、いじめの未然防止の取組をより組織的に実施するために、校長・副校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任といった縦断的な取組と共に、他の分掌とも連携して学校をあげた横断的な取組も行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。
- ・令和5年度学校評価保護者アンケートでは、「子どもたちは、楽しく学校へ行っている」が昨年度に引き続き90%を越え、比較的充実した学校生活を送ることができているのではないかとと思われる。しかし、スマートフォンなどのSNSでのトラブルが高学年を中心に増えてきており、児童一人ひとりをより大切に生徒指導を引き続き行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた縦断的・横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職・生徒指導主事を中心に、関わりのある教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童の意識や人間関係をしっかりと把握し、その結果を基に、情報交換会や校内研修、保護者対象の講演会等を実施することで、良好な人間関係を育くめるようにする。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、それをもとに教育相談週間の実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
(重点となる取組)
- ・年3回の教育相談を通して、児童の実態を知り、児童理解や児童との信頼関係を深めることにより、学級経営や生徒指導上の問題の未然防止や解決に生かす。
- ・毎週の情報交換を行い、情報を共有することで、全教職員が統一した指導を行うことにより、児童が安心・安全に学ぶことができる環境作りに努める。

保護者・地域との連携

- (連携の内容)
- ・いじめ問題対策基本方針をホームページにのせ、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
 - ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
 - ・学年便りやPTA新聞、ホームページにいじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- (いじめ対策委員会の役割)
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成実行・検証・修正の中核、相談の窓口、発生したいじめ事案への対応
- (いじめ対策委員会)
- ・随時開催
- (いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達)
- ・直後の職員会議での全校職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達
- (いじめ対策委員会の構成メンバー)
- 校長、副校長、教頭、教務、生徒指導主事、各学年主任、該当児童担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、PTA会長等、必要に応じて

全 教 職 員

関係機関等との連携

- (連携機関)
- ・県教育委員会 ・市教育委員会
- (連携の内容)
- ・ネットパトロールによる監視
 - ・いじめ事案の報告・指導
- (学校側の窓口)
- ・教頭
- (連携機関)
- ・倉敷警察署
- (連携の内容)
- ・非行防止教室の実施
 - ・定期的な情報交換、連絡協議会の開催
- (学校側の窓口)
- ・教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①
い
じ
め
の
防
止 | <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の指導力向上のための研修会を開き、いじめを未然に防いだり早急に対応したりできる力を高められるようにする。 <p>【居場所作り】</p> <ul style="list-style-type: none">・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 <p>【授業のユニバーサルデザイン化】</p> <ul style="list-style-type: none">・だれもが楽しく、「わかる・できる」ように工夫・配慮された授業を目指す。 <p>【情報モラル教育】</p> <ul style="list-style-type: none">・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を毎学期行う。 |
| ②
早
期
発
見 | <p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を充分把握し、いじめの早期発見に努める。 <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none">・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 <p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none">・毎週、情報交換会を開くことで、児童の気になる変化や問題行動等について共通理解できる体制をつくる。 <p>【家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none">・家庭とのコミュニケーションをしっかりとることで、気になることがあれば担任と保護者が共に考えていけるようにする。 |
| ③
い
じ
め
へ
の
対
処 | <p>【いじめの有無の確認】</p> <ul style="list-style-type: none">・児童がいじめを受けている可能性があるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認する。 <p>【いじめへの組織的対応の検討】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>【いじめられた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>【いじめた児童への指導】</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |

倉敷市立中島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和7年度

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会、学級づくりの取組 ○情報モラル(学期に1回行う)	○生徒指導情報交換会 ○個人懇談	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解(職員会議)
5 月	○いじめ対策委員会	○学年集会	○生徒指導情報交換会	
6 月	○学校運営協議会 ○職員会議 ・いじめ問題の研修 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ○校内人権週間	○教育相談週間 ・生活アンケート ○生徒指導情報交換会	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(担任)
7 月	○いじめ対策委員会	○学年集会	○個人懇談 ○生徒指導情報交換会	
8 月	○職員研修 ・ネットいじめ、SNSについて ○いじめ対策委員会		○生徒指導情報交換会	
9 月	○学校運営協議会 ○いじめ対策委員会	○学年集会	○生徒指導情報交換会	
10 月	○いじめ対策委員会	○学年集会	○生徒指導情報交換会	
11 月	○いじめ対策委員会	○学年集会 ○校内人権週間	○教育相談週間 ・生活アンケート ○生徒指導情報交換会	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(担任)
12 月	○いじめ対策委員会	○学年集会	○個人懇談 ○生徒指導情報交換会	
1 月	○いじめ対策委員会	○学年集会	○生徒指導情報交換会	
2 月	○学校運営協議会 ・1年間の取組の反省 ○いじめ対策委員会	○学年集会	○教育相談週間 ・生活アンケート ○生徒指導情報交換会	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処(担任)
3 月	・取組の検証 ・基本方針の修正 ○いじめ対策委員会	○学年集会	○生徒指導情報交換会	

年間を通して行う取組

○上の表に含む。心の健康観察

サポートルームの活用